

がん検診啓発にかかる
ラッピング自動販売機設置事業
企画提案公募要項

令和 7 年 1 2 月

福 岡 県

がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業 企画提案公募要項

1 公募の目的

がんは、福岡県（以下、「県」という。）の死因の第1位であり、1年間に約1万6千人の県民ががんで亡くなっている。がんによる死亡を減少させるためには、がん検診受診による早期発見・早期治療が重要であり、県においても、がん対策推進計画の目標である受診率60%達成に向けた取組を実施しているが、いずれのがんの検診においても全国平均より低く、目標に達していないため、より効果的な取組を早急に推進していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、県庁1階にがん検診啓発にかかるラッピングを施した自動販売機（飲料）（以下、「ラッピング自販機」という。）を常時設置することで、県としてがん検診受診率向上に向けた取組を推進していることが、来庁者に明確に伝わるとともに、来庁者にがん検診受診の意識を醸成する効果が期待でき、県が掲げる目標の達成に寄与する。

今回の公募は、ラッピング自販機の設置・運営を目的とする県有財産（建物の一部）の貸付の相手方を決定するものである。

2 公募の概要

（1）貸付物件

名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
福岡県庁舎 行政棟の一部	福岡市博多区 東公園7-7	1階 県民ホール内	約2㎡	1台	2,016,000円 (36カ月の総額)

（2）提案内容の条件

ア 事業目的

ラッピング自販機の設置・運営を通じたがん検診の啓発による受診率の向上を図るもの。

イ 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（36カ月）※更新なし

（借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

ウ 貸付料

- ・（1）の最低貸付料以上とし、毎年度、当該年度分（落札金額×12月／36月）を4月末日までに県に納付すること。
- ・貸付料には、光熱水費相当額、売上手数料相当額及び消費税を含む（別途の納付は不要）。
- ・機器のラッピング、設置及び撤去に要する経費、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は、設置事業者の負担とする。
- ・事業期間中の貸付料の改定は原則として行わない。

エ 損害賠償等

- ・本事業の運営により、県の施設及び第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償すること。

(3) ラッピング自販機の仕様及び管理運営上の留意事項

別添「仕様書」のとおり

3 参加事業者の公募・選定スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 公募要項の配布期間 | 令和7年12月1日(月)～12月26日(金) |
| (2) 応募登録受付期間 | 令和7年12月1日(月)～12月9日(火) |
| (3) 質疑の受付 | 令和7年12月1日(月)～12月19日(金) |
| (4) 質疑の回答 | 令和7年12月26日(金) |
| (5) 企画提案書受付期間 | 令和8年1月5日(月)～1月16日(金) |
| (6) 一次審査結果の通知 | 令和8年1月下旬(予定) |
| (7) 選定委員会の開催 | 令和8年2月中旬(予定) |
| (8) 二次審査結果の通知 | 令和8年2月下旬(予定) |
| (9) 契約保証金の納付 | 令和8年3月上旬(予定) |
| (10) 契約の締結 | 令和8年3月中旬(予定) |

4 応募資格

(1) 次の要件を全て満たす個人又は法人とする。

ア 福岡県内において自動販売機(飲料水に限る)の設置・運営を営み、また事業期間内において継続的に事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

イ 自動販売機(飲料水に限る)の設置・運営業務について、3年以上の実績を有していること。

(2) 次のア～エのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

①破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

③民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

ウ 福岡県における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者

エ 福岡県暴力団排除条例(令和21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 応募登録

本提案募集に応募を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとする。

応募登録を行わなかった者からの企画提案書は受け付けない。

暴力団排除の取組から、4 応募資格(2) エについて福岡県警察本部に照会を行う。

(1) 提出様式

ア がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業 企画提案公募応募登録申込書(様式1)

イ 役員一覧表(様式1 別紙)

- (2) 受付期間 令和7年12月1日(月)～12月9日(火) 17時 必着
※持参の場合、受付時間は9時～17時(土・日曜日を除く)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明に限る)
- (4) 提出先 福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(県庁南棟2階東側)
電 話: 092-643-3317

6 質疑の方法

この公募要項に関する質疑は、次のとおり受け付けるものとする。ただし、企画提案の審査に影響を与えない軽微な質問はこの限りではない。

- (1) 提出様式 がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業企画提案公募 質疑書(様式2)
- (2) 受付期間 令和7年12月1日(月)～12月19日(金) 17時必着
※持参の場合、受付時間は9時～17時(土・日曜日を除く)
- (3) 提出方法 電子メール、FAX又は持参
※電子メール又はFAXの場合は着信確認の連絡を必ず行うこと。
※電子メールの場合は、件名を「【ラッピング自販機】(事業者名)」とすること。
※応募登録を行わなかった者からの質疑書の提出は受け付けない。
- (4) 提出先 福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(県庁南棟2階東側)
電子メール: gantaisaku@pref.fukuoka.lg.jp
電 話: 092-643-3317
FAX: 092-643-3331
- (5) 回答 提出された質疑への回答は、全応募者に対して、令和7年12月26日(金)までに電子メールで行う。

7 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和8年1月5日(月)～1月16日(金) 17時
※受付時間は9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)
- イ 提出方法 持参のみ(事前に提出日時を下記ウの提出先に連絡すること)。
※郵送による提出は認めない。
※応募登録を行わなかった者からの企画提案書の提出は受け付けない。
- ウ 提出先 福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号(県庁南棟2階東側)
電 話: 092-643-3317
- エ その他 受付時に提出書類に不備がないか確認を行うので、提出日時は事前に上記ウの提出先と調整すること。
応募登録を行った者が企画提案書を提出しない場合は、令和8年1月16日(金) 17時までに「がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業 企画提案応募辞退届」(様式5)を上記ウの提出先に持参または郵送で提出すること。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、記載欄が不足する場合は適宜行を増やしてよいが、様式毎に両面印刷とすること。

ア がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業企画提案書（様式3）

※作成にあたっては様式3別紙「がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業 企画提案書 作成要領」を参考に作成すること。

イ 誓約書（様式4）

ウ 設置事業者の概要

提出の際は以下の書類を添付すること。

- ① 商業・法人登記簿謄本（履行事項全部証明書）又は住民票（3ヶ月以内のもの、写し可）
- ② 貸借対照表（直近3年分）
- ③ 損益計算書（直近3年分）
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ 自動販売機設置・運營業務について3年以上の実績を有していること証明する書類（任意様式、必要に応じ補足説明資料、会社パンフレット等を添付すること）

(3) 提出部数等

10部（正1部、副9部）提出すること（正本に原本を添付）。

なお、A4ファイル製本、左綴じで様式毎にインデックスを付けること。

また、記載欄が不足する場合は適宜行を増やしてよいが、様式毎に両面印刷とすること。

(4) 企画提案書の提出後の取扱い

- ・企画提案書の変更、差替え、再提出、返却には応じない。
- ・県が提出書類の不備による補正を求めた場合は、速やかに対応すること。
- ・企画提案書は、事業者の選定及び選定後の事業運営以外に、提出者に無断で使用しない。

8 審査方法

(1) 審査方法

公募期間中に受け付けた企画提案書等について、公募要件を満たしているか一次審査を行い、一次審査を通過した提案について、県が設置する「がん検診啓発にかかるラッピング自動販売機設置事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において総合的な二次審査を行う。

なお、選定にあたって選定委員会が必要な意見を付すことができる。

選定委員会においては、応募者が自ら企画提案書の説明を行うものとする。

選定委員会の開催場所及び時間については、応募登録受付終了後に決定し、その後応募者に連絡する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

ア 一次審査

審査内容
公募要項に示した条件や資格への適合性

イ 二次審査

審査項目	審査内容
業務内容	・ 県の意向を理解しているか。 ・ 提案された業務の実施内容・方法が、業務仕様書に示された事項を満足するものに加えて、提案者独自の観点や創意工夫（デザイン等）が認められるか。
業務実績	・ 類似業務の実績はあるか。 ・ 企業としてのがん対策に関する取組及び社会貢献活動は行われているか。
波及効果	・ 他施設等での設置や、設置場所拡大のための取組など、県全体に啓発効果が認められる提案になっているか。
貸付料	・ 各提案貸付料としてどれくらい高い料金を提示するか。

9 失格事由

次のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とする。

- (1) 「2（1）最低貸付料」を下回る貸付料の提案をした場合
- (2) 応募登録を行っていない場合
- (3) 提案内容が、県が求めるものに満たない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 提出書類に不備があり、県が求めた補正に応じない場合、又は補正が困難である場合
- (6) 応募資格に違反している場合
- (7) その他不正行為があったとき

審査	事由
一次審査	・ 応募登録を行っていない場合
二次審査	・ 提案内容が、県が求めるものに満たない場合 ・ 「2（1）最低貸付料」を下回る貸付料の提案をした場合
一次及び二次審査にかかわらず右の事実が判明した場合	・ 提出書類に虚偽の記載をした場合 ・ 提出書類に不備があり、県が求めた補正に応じない場合、又は補正が困難である場合 ・ 応募資格に違反している場合 ・ その他不正行為があったとき

10 審査結果の通知及び公表

一次審査及び二次審査の審査結果については、全ての応募者へ書面により通知する。また、審査の経過等審査内容に関する問い合わせには応じない。

事業者名及び企画提案の概要等については、県ホームページに掲載することがある。

11 留意事項

(1) 県からの提示資料の取扱い

県が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

また、配布した施設の図面については、公募終了後は責任を持って廃棄処分すること。

(2) 企画提案書に係る著作権の取扱い

企画提案書に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、県と契約を締結した事業者の企画提案については、県は広報活動等において使用できるものとする。なお、企画提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果、生じた責任は応募者が負う。

(3) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(4) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(5) 現地確認

ラッピング自販機の設置個所は特に立入制限をしていないので、開庁時間（土・日・祝日を除く 8:30～17:45）に自由に現地を確認してよい。

(6) 売上実績の公表

貸付場所における売上本数及び売上実績額は次回公募時の募集の参考データとして公表することがある。

(7) その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び福岡県財務規則（昭和29年福岡県規則第23号）の定めるところにより県が決定する。

12 担当窓口 福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁南棟2階東側）
電子メール：gantaisaku@pref.fukuoka.lg.jp
電 話：092-643-3317
FAX：092-643-3331

仕様書

1 ラッピング自販機の仕様

(1) 機器の諸元

- ・貸付面積（使用済容器回収ボックス設置部分・放熱余地・転倒防止板を含む）は、「自動販売機位置図」に示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2 m以内とすること。
- ・高齢者、障がい者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ・設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 環境対策（H O T又はC O L D専用機を設置する場合を除く。）

いわゆる「低GWP冷媒・ヒートポンプ機」とすること。

ア 省エネルギー

- ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
- ・併せて、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

イ 地球温暖化防止

冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン又は代替フロン(H C F C類、H F C類)を使用していないこと。(いわゆる「低GWP冷媒」。代替フロンは温室効果ガスのため不可。)

(3) ラッピング

- ・少なくとも、自動販売機の正面・左側面・右側面に、がん検診の啓発につながるラッピングをすること。
- ・ラッピングのデザインには、福岡県の名称、福岡県の県章及び福岡県がん検診受診率向上イメージキャラクター「検診くん」をそれぞれ記載、配置すること。

2 管理運営上の遵守事項

(1) 食品衛生について

商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

(2) 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等

設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

(3) 使用済容器の回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃

使用済容器回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
なお、缶とペットボトルに限り、地下1階「じんかい集積場」への持ち込みを可とする。

(4) 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路

本県の指示に従うこと。

(5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等

設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

（６）自動販売機を設置・運営する権利

第三者に譲渡又は転貸することはできない。

（７）販売商品及び販売価格

ア 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料）とし、酒類は販売しないこと。

イ 飲料の容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること（カップ式は不可）。

ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

※ 参考データ

1 県庁舎（行政棟）について

各階の在勤者数等（令和3年度の概数）

階	地下 1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	計
在勤 者数 (人)	106	121	266	654	332	506	396	449	352	314	3496

※このほかに、一般県民、市町村職員、県出先機関職員等が多数来庁します。

2 売上本数及び売上実績額（令和4～6年度）

・令和4年度（7月～3月）

売上本数：11,240本／年

売上金額：1,606,160円／年

・令和5年度

売上本数：22,518本／年

売上実績：3,250,880円／年

・令和6年度

売上本数：23,380本／年

売上実績：3,398,290円／年

3 庁舎内飲料自動販売機について

（1）行政棟地下1階「自動販売機コーナー」について

現在、地下1階「自動販売機コーナー」に7台の飲料自動販売機が設置されています。（カップ式：1台、缶・ペットボトル等密閉容器：6台）

（2）行政棟地上階（3階、5階、7階、9階）設置の飲料自動販売機について

現在、3階講堂入口前、5階東側エレベーターホール、7階西側エレベーターホール及び9階東側エレベーターホールに各1台の飲料自動販売機が設置されています。